

[事案 27-196] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 6 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

約款上のがん給付金の支払事由に該当しないとして支払対象外とされたことを不服とし、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 12 月に契約したがん保険について、被保険者が「絞扼性イレウス」と診断され、平成 27 年 4 月から 5 月まで入院し、給付金を請求したが全期間支払対象外となった。

以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 「絞扼性イレウス」は、18 年前に発症・手術を受けた子宮体がんの後遺症である。
- (2) 仮に入院が約款上の支払事由にあたらなければ、コールセンターに問い合わせをした際、入院給付金が支払われるかのように回答し、請求用紙を申立人に送付し、診断書を提出させたことは納得できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、約款において定める入院給付金の支払事由である「責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院していること」に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書兼入院証明書には、「悪性腫瘍手術以外の切除術」と明記されている。
- (2) 被保険者には、「子宮体がん」における標準的ながん治療は実施されていない。
- (3) がんそのものが絞扼性イレウスを引き起こすことはほとんど見られない。
- (4) 過去の子宮摘出手術から 18 年経過しており、関連性、連続性も窺われない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件では入院給付金等を不支払いとした保険会社の取扱いは妥当であるが、保険会社が申立人に費用の一部負担を申し出ていること等から、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。